

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31 年－ 4 (31. 2. 8)	福祉保健	いじめ・ＤＶ・虐待等の実態の把握に係る相談チャネルの強化充実について ▶陳情理由 昨今、いじめ・ＤＶ・虐待等に係る事件が多数報道され、最近ではこれを原因として子どもが亡くなる悲しい事件も報道されている。 例えば、いじめに関しては、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめの積極的な認知を鳥取県の課題と捉え、いじめを早期発見し、抱え込みのない学校組織体制づくり、把握のための手段として無記名アンケートが実施されてきた。 いじめがどの程度起きているのかを定期的に正確に把握し、その実態を捉えることは、いじめ被害やそれにより起こる悲惨な事件を防止する意味でも、極めて重要だと思われる。 他方、アンケートは、定期的に行うものであることから、その間に起こっている被害の把握ないし対処がしにくいという課題もある。 鳥取県においては、こどもいじめ人権相談として、電話や電子メールで相談を受けている。来所相談は月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までだが、電話対応は２４時間とのことで、弱い立場の子どもたちを守る意味でも、受付を２４時間にしているのは素晴らしいことだと思う。 一方、電話だと、見ず知らずの相談員に対して、なかなか恥ずかしくて話しにくい子もいるかもしれない。電子メールについては、「相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります」とのことで、今悩んでいる子に対し迅速な対応をするという観点からは課題もあると思われるし、長文を打つタイプの相談を子どもがどこまで	個人 (倉吉市)	趣旨採択 (31. 3. 8)
			本会議(31. 3. 8)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 本県においては、いじめ・ＤＶ・虐待の相談窓口の存在についての啓発は、それぞれホームページや広報誌への掲載、街頭運動や学校等を通じた児童生徒への周知など様々な方法で行っております。 また、利用しやすい体制づくりとして、それぞれ電話相談やメール相談による対応を行っており、いじめ相談にあっては、本年度より新たにＳＮＳを活用したいじめ通報システムを導入した相談窓口を開設しているところであります。 こういったことから、相談窓口の存在についての啓発、また利用しやすい体制づくりについて、一定の措置が図られているところではありますが、社会問題であるいじめ・ＤＶ・虐待等子どもの命や人権を守るために、今後もさらなる相談窓口の充実を図っていく必要があることから、趣旨採択と決定いたしました。	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		活用できるのかという疑問もある。 これまで、メール相談は、実数としてどれだけ活用されたのだろうか。 ところで、鳥取県総務部人権局のいじめ相談のウェブサイトがどこにあるか、URLの中で探しにくいと感じた (https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm)。 例えば、滋賀県大津市では、LINE 上で、友だち関係やいじめなど、困りごとに関する相談受付を実施している。相談するためには、QRコードなどで「おおつつこ相談LINE」というアカウントを検索して友だちになるのだそうである。 LINEに限らず、SNSなど若者と親和性の高い相談方法を用いることは、被害の把握において有用だと思われる。 以上述べたように、いじめに限らず、DV・虐待等についても、子どもの命や人権を守るためには、相談窓口の存在のさらなる啓発や、利用しやすい体制づくり（例えばLINE相談など相談チャネルの強化・拡充）が必要であると考えられるので、鳥取県議会において、地方自治法第125条の規定により鳥取県当局に求めていただきたい。 ▶陳情事項 いじめ・DV・虐待等について、子どもの命や人権を守るために、鳥取県として、相談窓口の存在のさらなる啓発や利用しやすい体制づくり（例えばLINE相談など相談チャネルの強化・拡充）を行うこと。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情